佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物のリサイクルの促進に寄与する産業の育成を図るため、県内において、リサイクルを行う施設の新設又は増設若しくは処理の効率化、品質の向上につながる更新を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
 - (2) リサイクル 産業廃棄物を処理・加工することにより、性状、安全性、用途市場価値など総合的に判断して、確実に有効利用されるものにすること及び産業廃棄物の焼却施設(廃掃法第15条の3の3第1項の各号のいずれにも適合する見込みがあるものに限る。)において焼却により発生する熱エネルギーを回収すること(以下「熱回収」という。)。
 - (3)施設 産業廃棄物を原料としてリサイクルを行う設備又は機械装置及びリサイクルに 必要な建物をいう。
 - (4)投資額 施設整備のために必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条 に規定する家屋及び償却資産の取得に要する経費の総額をいう。

(補助対象事業者等)

- 第3条 この補助金の補助対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1)県内において、リサイクルを行う施設の新設又は増設若しくは処理の効率化、品質の向上につながる更新を行う者であること。
 - (2)リサイクルを実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。
 - (3)過去5年以内に廃掃法の違反がないこと。
 - (4) 県税の未納がないこと。
 - (5)自己又は自団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6)前項のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- 2 この補助金の補助対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。
 - (1)施設の新設又は増設若しくは処理の効率化、品質の向上につながる更新(以下「補助事業」という。)により、リサイクルされた製品の生産及び販売計画が、事業を安定かつ 継続して実施できる見通しがあること。
 - (2)原料となる産業廃棄物は、リサイクルに適した性状であり、一定の供給量が確保されることが確実で、その70%以上が県内から排出される産業廃棄物が使用されると見込まれること。
 - (3)補助対象となる事業の実施に当たり、廃掃法、その他の法令に基づく許可が必要な場合は、その許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること。
 - (4)補助事業の実施に当たり、周辺の生活環境への支障を生じさせる恐れがないこと。
 - (5)投資額が5百万円以上であること。
 - (6)補助金の交付申請書を提出する日までに土地の取得若しくは賃借をしていること。

(交付要件等)

第4条 補助金の交付の要件、投資額の区分、補助金の額及び採択要件は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 3 第1項の補助金交付申請書を提出しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び所得税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を 審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付決定を行い、補助事業者に通 知するものとする。
- 2 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の 承認を受けること。ただし、次に掲げる変更を除く。
 - (ア)補助金額に変更がなく、別表に掲げる補助事業に要する経費の配分のうち、各投資額の区分間の20パーセント以内の金額の変更
 - (イ)補助事業の内容に関し、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業 者の創意工夫により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (ウ)補助事業の内容に関し、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更 である場合
 - (3)補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙1(「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付け商第1251号))のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
 - (4)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が 完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- 3 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申 請書は、様式第2号のとおりとする。
- 4 第2項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請 書は、様式第3号のとおりとする。
- 5 第2項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は、様式第4号のとおりとする。
- 6 第1項の交付決定の審査に要する標準的な期間は、補助金交付申請書が到達してから30日 とする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第6条の2 知事は、補助事業者が前条第2項の各号に掲げる条件に違反した場合、若しくは前

条第2項第4号の規定による知事の承認を得た場合には、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第3条に掲げる要件を満たさないことが判明したときは、前項の規定 を準用する。

(実績報告)

- 第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後(補助事業廃止の承認を受けたときを含む。) 15日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日(補助金が全額概算払いで支払われ た場合にあっては、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後7日以内)のいずれか早い日と する。
- 3 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出 するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場 合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。
- 5 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、様式第6号の2のとおりとする。
- 6 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月 7日とする。

(補助金の額の確定等)

- 第8条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて 現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(変更承認 をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交 付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の交付)

- 第9条 この補助金は、完了払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いで交付することができる。
- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第7号及び様式第8号のとおりとする。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した施設(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第22条ただし書きの規定により、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用 年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一、別表第二及び別表第五の規定 によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第 22条の規定により、様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 5 補助事業者は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、管理 しなければならない。

(事業の広報)

- 第11条 補助事業者は、補助事業で整備した施設に佐賀県産業廃棄物税を活用して整備した旨の表示を行うことにより、広報に努めるものとする。
- 2 補助事業者は、前項に基づき表示を行った場合は、知事に報告するものとする。

(経過報告)

- 第12条 補助事業者は、リサイクルの促進の効果を図る指標となる数値を第10条第2項に定める財産の処分を制限する期間、記録しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、毎年5月末日までに、前年度のリサイクルの状況について、様式第11号の事業効果検証報告書により、知事に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する事業効果検証報告書に関する証拠書類等を当該報告に係る会 計年度終了後、3年間保存しなければならない。
- 4 知事は、必要に応じて、補助事業者に前項に規定する証拠書類等の提出を求め、現地調査を 行うことができる。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱に基づき提出する書類の部数は、1部とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 7 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 8 この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。 附 則
 - この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

別表(第4条関係)

交付の要件	投資額の区分	補助率等	限度額	採択要件
1 交付決定時において、要綱第3条	(1)建物建築(構築)費	投資額の2分の1以内		過去に本補
に規定する要件を満たしているこ	(2)建物付属設備費	(ただし、木くず、廃プ	1 千万円以	助事業によ
と。	(3)機械装置費	ラスチック類、汚泥又は	内	る補助金の
	(4)その他知事が必要	動植物性残さのリサイ		交付を受け
	と認めるもの。	クルを推進するもの及		ていない者
		び熱回収を推進するも		を優先す
		のについては、3分の2		る。
		以内)		

佐賀県ローカル発注促進要領

(目的)

1 この要領は、佐賀県(以下、「県」という。)から補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業を実施するにあたり、ローカル発注を促進してもらうことで県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 「ローカル発注」とは、工事の発注や物件、役務の調達を行うにあたり、県内企業を 優先的に活用することである。
- 3 「県内企業」及び「県外企業」とは、表のとおりとする。

県内に本店を有する者 ただし、法面工事やガードレール設置等 の安全施設設置工事については、県内企業 が少ないため、県内企業及び県内企業と同等の企業活動をしている県外企業(「準県 内企業」という。)に優先発注する。 「下請契約及び材料納入契約を含む) 準県内企業とは、県内に支店等を有し、従業員数が4人以上(うち主任技術者2人以上で、当該支店等の県内在住従業員比率が50%以上)かつ資材置場、倉庫等を県内に有する者とする。 県内に本店を有する者県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上(うちSE数が30人以上)の者 県内に本店を有する者県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員と変が50人以	区分		県内企業	県外企業
T システム	(1) 工事請負契約 (下請契約及び材料納入契約		県内に本店を有する者 ただし、法面工事やガードレール設置等 の安全施設設置工事については、県内企業 が少ないため、県内企業及び県内企業と同 等の企業活動をしている県外企業(「準県 内企業」という。)に優先発注する。 準県内企業とは、県内に支店等を有し、 従業員数が4人以上(うち主任技術者 2人以上で、当該支店等の県内在住従業 員比率が50%以上)かつ資材置場、倉	左記以外
役務の調達 上の者		I Tシステム 等 (下請契約を 含む)	県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上(うちSE数が30人以上)の者 県内に本店を有する者 県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以	の企業

(入札等による発注を予定している場合)

4 補助事業者は、入札等により発注先を選定する場合、県内企業が参加できるように努めなければならない。また、県外企業から入札書又は見積書の提出を依頼するときは、 様式1の理由書を条件付一般競争入札の場合は入札公告前、指名競争入札の場合は指名 通知前、随意契約の場合は見積書提出依頼前までに県に提出しなければならない。

(県外企業と契約する場合)

- 5 補助事業者は、県外企業と契約を締結するときは、契約締結前までに県に様式2の理由書を提出しなければならない。ただし、単一企業との随意契約を締結する場合はこの限りでない。
- 6 補助事業者は、第3項の表(1)の工事請負契約又は(2)のITシステム等調達契約を締結した場合において、契約を締結した企業(以下、「元請企業」という。)が、下請契約又は材料納入契約を締結するときは、県内企業と締結する旨を要請するものとする。
- 7 前項にかかわらず、元請企業が、県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結すると きは、補助事業者は様式3の理由書を契約締結前までに元請企業から受領し、速やかに 県に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

様式 1

入札等に県外企業の参加を可能にした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約概要	
契約方法	条件付一般競争入札・指名競争入札
該当部分に	見積合せ随意契約・・単一随意契約・・ その他方法
契約予定額 概算	
県外企業の参加を 可能にした理由	

様式2

県外企業と契約する理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約する県外企業名	
住所 本店の所在地	
契約概要	
契約予定額 概算	
理由	

様式3

下請先(材料納入先)を県外企業とした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
元請企業名	
元請企業が補助事業者と締結した契約概要	
下請企業名 (材料納入企業名)	
下請企業の住所 (材料納入企業の住所) 本店の所在地	
下請(材料)金額 税込	
理由	